請　負　契　約　書（案）

１．件名　　　福島県富岡川における放射性物質の挙動に関する調査

２．仕様・規格 別紙仕様書のとおり

３．契約金額 ￥○，○○○，○○○．－

（内、消費税及び地方消費税の額￥○○○，○○○．－）

（注）｢消費税及び地方消費税の額｣は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定により算出されたもの並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出されたものである｡

４．業務期間　　　自）契約締結日

　　　　　　　　　　至）令和７年３月２７日

５．業務場所 別紙仕様書のとおり

６．検査場所 神奈川県横浜市金沢区福浦２－１２－４

国立研究開発法人水産研究・教育機構　横浜庁舎

７．契約保証金 免除

　上記件名（以下「業務」という。）の請負について、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所長　桑原　智（以下「甲」という。）と、○○○○○○○　○○○○○　○○　○○（以下「乙」という。）との間に上記各項及び次の契約条項により、請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

　本契約締結の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各１通を保有する。

　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　甲　　　神奈川県横浜市金沢区福浦２－１２－４

　　　　　　　　　　国立研究開発法人水産研究・教育機構

　　　　　　　　　　　　水産資源研究所長　桑原　智 印

　　　　　　乙 ○○○○○○○○○２－２－２

○○○○○○○

○○○○○　　○○　○○ 印

契　約　条　項

（信義誠実の原則）

第１条　甲、乙双方は、信義をもって誠実に本契約を履行する。

（契約の目的）

第２条　甲または甲の指定した職員は、乙に対して頭書の仕様に基づき、期限内に業務を行うよう指示するものとし、乙は当該指示及び本契約書及び別紙仕様書の定めに基づき、責任をもって業務を履行するものとする。

２．疑義が生じたときは甲、乙協議して決定する。

（監督等）

第３条　甲は、業務について監督をする必要があると認めた場合は、甲が命じた監督のための職員（以下「監督職員」という。）に監督をさせまたは必要な指示をさせることができるものとする。

２．乙または乙の使用者は、前項に定める監督職員の指示に従わなければならない。

（期間の延長）

第４条　乙は、天災その他やむを得ない理由により、業務が完了できない場合は、甲に対し遅延する理由及び業務完了予定期限等を明らかにした書面を提出して、業務期限の延長の承認を受けなければならない。

（遅滞金）

第５条　甲は、乙がその責に帰する理由により期限内に、業務を完了しなかった場合は、前条に定める承認の有無にかかわらず、乙に対し遅滞金を請求することができるものとする。ただし、当該遅延が天災その他やむを得ない理由によるものと認められる場合は、この限りでない。

２．前項に定める遅滞金は、業務期限の翌日から業務完了の日までの遅滞日数１日につき、契約金額に年３％を乗じて得た額とする。

３．第１項に定める遅滞金の請求は、甲が第１２条、第１３条第２項及び第１５条に定める本契約を解除した場合における違約金の請求を妨げない。

（検査）

第６条　乙は、業務を完了した場合は、甲に対し業務を完了した旨を通知するとともに業務報告書を提出し、甲が命じた検査のための職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

２．検査職員は、前条の通知を受けた日から１０日以内に当該業務について検査を行うものとする。

３．乙または乙の使用者は、検査に立ち会い検査職員の指示に従って、業務の検査に必要な措置を講ずるものとする。

４．前項の場合において、乙または乙の使用者が検査に立ち会わない場合は、検査職員は、乙の欠席のまま検査を行うことができる。この場合において、乙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

５．検査職員は、業務の全部または一部について不適当な個所を発見した場合は、乙に対し業務のやり直しを請求することができる。この場合、乙は、ただちに当該業務のやり直しをしなければならない。

６．業務の検査に要する費用は、すべて乙の負担とする。

（契約不適合責任及び品質保証義務違反）

第７条　甲は、乙が本業務を完了した日から起算して１年以内に、本業務に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見し、乙に対してその旨を通知したときは、乙に対して乙の負担において相当の期間を定めて甲の承認及び選択した方法により、その契約不適合の修補、代品との交換又は不足分の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。

２．前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３．第１項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催促し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

（１）履行の追完が不能であるとき。

（２）乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（３）契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することが出来ない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

（４）前３号に掲げる場合のほか、甲が本項本文の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

４．第１項に定める期間の経過如何を問わず、乙の責に帰すべき事由が原因となった本業務の重大な契約不適合及び乙の故意又は重大な過失による契約不適合が発見され、又は発生した場合には、甲は、乙に対して本契約の解除ができるほか、第１項ないし第３項に基づく各請求ができるものとする。

５．前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

（契約金額の請求及び支払）

第８条　乙は、業務を完了し、検査職員の検査に合格した場合は、契約金額を所定の手続きにより甲に請求できる。

２．甲は、乙が提出する適法な支払請求書を受理した日から３０日以内（以下「約定期間」という。）に請求金額を乙に支払うものとする。ただし、受理した乙の支払請求書が不適当のために乙に返送した場合は、甲が返送した日から乙の適法な支払請求書を受理した日までの日数は、これを約定期間に算入しないものとする。

（支払遅延）

第９条　乙は、甲が約定期間内に請求金額を支払わない場合は、甲に対し、遅延利息を請求することができるものとする。

２．前項に定める遅延利息は、遅延日数に応じ、契約締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定により決定された率を乗じて計算した額とする。ただし、遅延利息の額が１００円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

３．支払遅延が、天災その他やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は、約定期間に算入せず、また遅延利息を支払う日数に算入しないものとする。

（損害賠償）

第10条　乙は、業務の遂行にあたり、甲の庁舎施設、器物等を破損または滅失した場合及び甲の職員またはその他の者に対し損害を与えた場合はただちに甲に報告しその指示に従い、損害について賠償しなければならない。

２．前項のほか、乙は、債務不履行に基づき甲に損害を与えた場合は、甲に対し、一切の損害を賠償するものとする。

（解除）

第11条　甲は、次の各号の一に該当する場合は本契約の全部または一部を解除することができる。この場合において、乙が損害をこうむることがあっても、甲は、その責を負わないものとする。

（１）天災その他、乙の責に帰することのできない理由により、乙が解約を申し出て甲が承認した場合

（２）乙が本契約に違反しまたは違反するおそれがあると認められる場合

（３）乙が正当な理由がなく、契約上の義務を履行せずまたは履行する見込がないと認められる場合

（４）乙が破産の宣告を受けた場合またはそのおそれがあると認められる場合

（５）本契約の履行にあたり、乙または乙の使用者に不正の行為があった場合

（６）乙または乙の使用者が、第６条に定める検査職員の検査を妨げた場合

（７）契約不適合により契約の目的を達することが出来ない場合又は第７条に定める甲の請求に応じない場合

（８）前各号に掲げる理由以外の理由により、乙が解約を申し出た場合

（解除違約金）

第12条　次の各号のいずれかに該当する場合においては、甲は乙に対し、違約金として契約金額の１００分の１０に相当する額を請求することができる。

（１）前条第２号から第８号までの規定により本契約が解除された場合

（２）乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

２．次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

（１）乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人

（２）乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人

（３）乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等

３．甲は、前条の規定により本契約を解除した場合、これにより乙に生じる損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとする。

（暴力団等の排除）

第13条　甲は、乙に次の各号の一に該当する事由が生じ、甲がこれにより乙による本契約上の義務の履行に支障が生じると認められるときは、甲は、何らの通知又は催告を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、乙が損害を被ることがあっても、甲は、その責を負わないものとする。

（１）乙の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３）乙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

（４）乙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

（５）乙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（６）乙が、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為をしたとき。

（７）乙が、自ら又は第三者を利用して、法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき。

（８）乙が，自ら又は第三者を利用して、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をしたとき。

（９）乙が、自ら又は第三者を利用して、偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為をしたとき。

（10）その他、第６号から第９号に準ずる行為をしたとき。

２．甲が前項の規定により本契約を解除した場合、乙に対して、違約金として契約金額の１００分の１０に相当する額を違約罰として請求することができる。

３．第２項の場合、乙は、甲が実際に被った損害について、第１０条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。

（談合等の不正行為に係る解除）

第14条　甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は第８条の２（同法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第７条の４第７項若しくは第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（２）乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む｡）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

２．乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る解除違約金）

第15条　乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の１００分の１０に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（１）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条又は第８条の２（同法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

（２）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む｡）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

（３）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条の４第７項又は第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（４）乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む｡）に係る刑法第９６条の６若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

２．乙は、前項第４号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の１００分の１０に相当する額のほか、契約金額の１００分の５に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（１）前項第２号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第第７条の３第１項の規定の適用があるとき。

（２）前項第４号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む｡）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

（３）乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

３．乙は、契約の履行を理由として、前２項の違約金を免れることができない。

４．第１項及び第２項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（再委託）

第16条　乙は、業務の全部を一括して第三者に再委託し又は請け負わせてはならない。

２．乙は、あらかじめ甲の書面による承認を受けた場合に限り、業務の一部を第三者に再委託し又は請け負わせることができる。

３．前項に基づく第三者の使用は、全て乙の責任及び費用負担において行い、当該第三者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず、乙の責めに帰すべき事由とみなす。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第17条　乙は、書面による承認を得ないで、本契約により生ずる権利及び義務を、第三者に譲渡し若しくは承継させてはならない。

（事情変更）

第18条　法令の制定または改廃による統制額の設定若しくは改定または予期することができない理由に基づく経済状勢の激変等により頭書に定める契約金額が著しく不適当であると認められる場合は、甲、乙協議して変更することができるものとする。

（違約金等の徴収）

第19条　本契約により、甲が乙から収得すべき遅滞金及び違約金等がある場合は、甲は、その選択により乙に対し支払うべき金額と相殺しまたは別に徴収することができるものとする。

（知的財産権等の権利侵害）

第20条　乙は、納入物件に関し、国内外の第三者が所有する著作権、特許権、回路配置利用権、ノウハウを含む産業財産権等（公告又は公開中のものを含み、以下「知的財産権」という。）を侵害するおそれがある場合には、当該知的財産権に関し、甲の要求する事項について調査を行い、これを甲に報告しなければならない。

２．乙は、前項の知的財産権に関して、権利侵害の紛争が生じた場合（私的交渉、仲裁を含み、法的訴訟手続きに限られない。）、その責任及び負担において、その紛争を処理及び解決するものとし、甲に対し、一切の損失を被らせないものとする。

（紛争の解決）

第21条　本契約について、甲と乙との間で協議を要するものにつき協議が整わないとき、又は甲と乙との間に紛争が生じたときは、甲の所在地を管轄する地方裁判所に調停の申し立てを行い、甲と乙双方ともにこれに服するものとする。

（その他定めのない事項等の取扱）

第22条　本契約の履行にあたり疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。